

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政担当課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮について（要請）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御配意を賜りまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、全ての都道府県で前回の感染拡大を大きく超え、急速な感染拡大が継続しています。現在主流となり、置き換わったと推定されるオミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となりえます。多くの地域で新規感染者数の増加が続くこと、あるいは少なくとも横ばいが見込まれ、また全国的には今後過去最多を更新していくことも予測されるため、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、本年 7 月 29 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、御対応いただけてきたところですが、直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、ご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨を周知いただくとともに、引き続き適切な対応をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第 59 条及び地方自治法第 245 条の 4 に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

一 職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該職員から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、職員が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該職員が職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

三 職員が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該職員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 職員以外の者（来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱いとしている。

【連絡先】

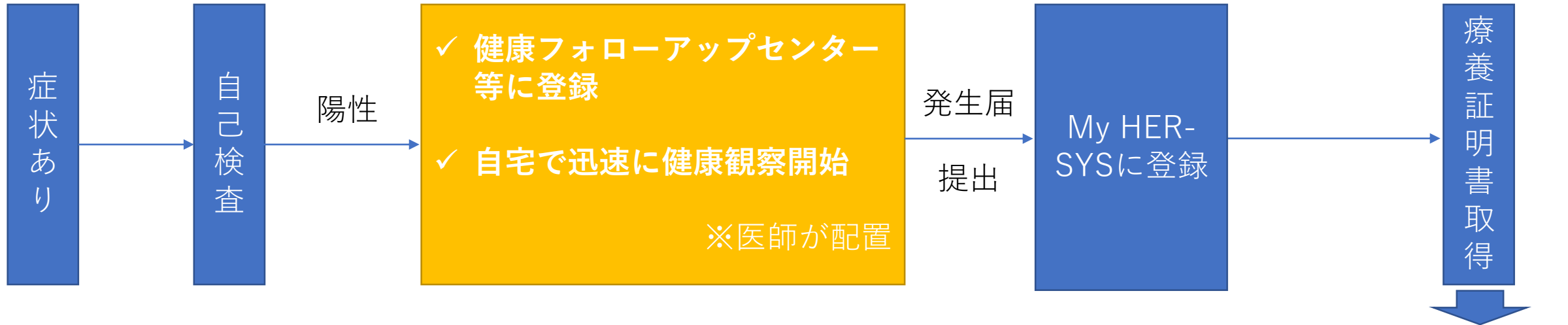
総務省自治行政局公務員部公務員課

電話：03-5253-5542（直通）

有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

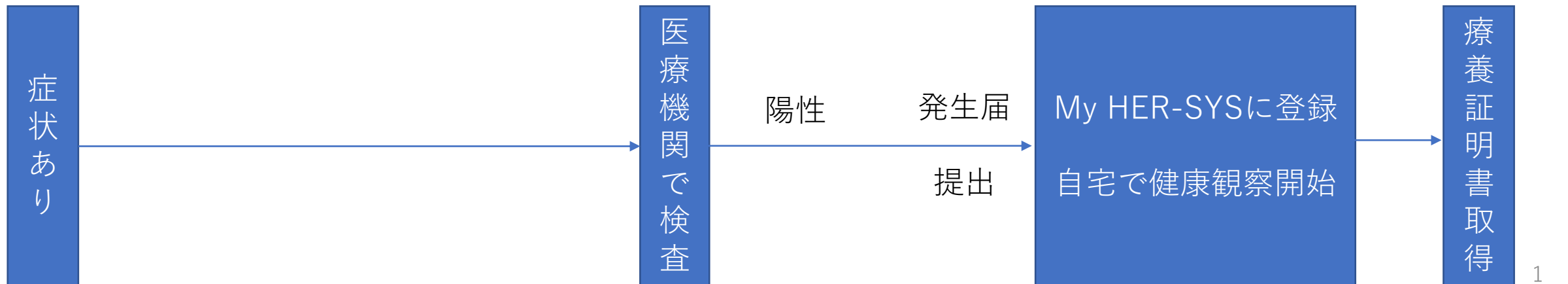
1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

千葉県、東京都（検討中）、神奈川県、大阪府（検討中）、沖縄県 ※順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



取得方法は次頁参照

2. 医療機関を受診する場合



My HER-SYSで療養証明書を表示する方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～

①



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。

②



②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明書を表示する」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③



③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いいたします。



MY HER-SYS
療養中の健康状態を記録します



(表示日時：2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX

生年月日 : yyyy年mm月dd日

HER-SYS ID :

傷病名 : 新型コロナウイルス
 (COVID-19) 感染症

診断年月日 : yyyy年mm月dd日

担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS

報道発表資料 2022年08月08日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナを疑う症状がある方への抗原定性検査キットの配布の対象年齢を20歳代・30歳代に拡大します（第3474報）

東京都では、感染急拡大に伴い、診療・検査医療機関への検査・受診の集中を緩和し、発熱等の症状がある方が速やかに適切な保健医療サービスを受けられるよう、新型コロナを疑う症状がある方（有症状者）に対して、体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キットを配布しています。現在、20歳代の方を対象としていますが、30歳代の方まで対象を拡大しますので、お知らせします。

1 拡大後の対象者

都内在住（長期滞在者を含む。）で、新型コロナウイルス感染症の発症を疑う何らかの症状がある方
※濃厚接触者であるかどうかは問いません。
※20歳代・30歳代の方からの申込みを受け付けます。

2 変更日時

令和4年8月9日（火曜日）午前9時00分から

3 申込方法

専用ホームページ（外部サイトへリンク）から検査キットの配送をお申込みください。

※検索方法

検索サイトで「新型コロナウイルス検査情報サイト」のキーワードで検索（都ホームページ）→『抗原定性検査キットの配布について』に記載の専用ホームページから申込み



※申込数が1日7万キットに達した時点で、当日の受付は終了となります。

抗原定性検査キットの申込・配送等に関するお問合せ先

東京都検査キット直接配送事務局 コールセンター

電話 0570-020-205

受付時間：午前9時00分から午後7時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を含む毎日）

参考 新型コロナを疑う症状がある方への抗原定性検査キット配布の概要

費用

無料

申込みに係る留意点

- ▶ 発熱等の症状が現れた時点（医療機関受診前）で申込みが可能です。
- ▶ 1回の申込みで1人1キット、本事業実施期間中1人2回まで申込みが可能です。

配送について

正午までの申込み分が、翌日に配送されます。



検査方法

抗原定性検査キットにより、ご自身で検体を採取し、検査していただきます。15分から30分程度で検査結果が分かります。

検査後の対応

- ▶ 本キットによる検査のみでは確定診断にはなりません。
- ▶ 本キットを使用した自宅での検査で陽性となった場合は、東京都陽性者登録センター（外部サイトヘリンク）に登録してください。ただし、症状が重篤な場合や基礎疾患等のある方は、医療機関を受診してください。



- ▶ 検査結果は、スマートフォンなどで画像として保存してください。
 - ※陽性者登録センターに登録する際に検査結果の画像が必要となります。
 - ※医療機関では、医師の判断により、受診時に再度の検査を行うことなく、本キットによる検査結果を確定診断に用いる場合があるため、受診時に提示できるようにしてください。
- ▶ 結果が「陰性」でも感染の可能性を否定するものではありません。感染対策の徹底を継続してください。

関連情報

東京都防災ホームページ 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報

問い合わせ先
福祉保健局感染症対策部新型コロナウイルス戦略的検査推進担当
電話 03-5320-7870

都の組織・メールアドレス

あなたの声をお寄せください

分野からさがす

イベントカレンダー

職員採用

都庁舎見学・展望室

入札・契約情報

様式ダウンロード

「東京都陽性者登録センター」の対象年齢を20歳代・30歳代に拡大します（第3475報）

令和4年8月8日

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、診療・検査医療機関への受診の集中を緩和し、迅速な陽性判定ができるよう、東京都陽性者登録センターを開設しています。

現在、20歳代の方を対象としていますが、30歳代の方まで対象を拡大しますので、お知らせします。

1 拡大後の対象者

以下の要件を全て満たす方

- ・自宅等での医療用抗原検査キット（※）での検査や、東京都PCR等検査無料化事業等における検査で陽性と判明した方

※「医療用（体外診断用医薬品）」とされたものに限りです。

「研究用」は除きます。

- ・都内在住の方（長期滞在者を含みます。）
- ・20歳代・30歳代の方
- ・基礎疾患等がなく、申請時、症状が安定しており、市販薬を活用して自宅療養が可能な方

※当センターでは、薬の処方はいりません。

2 変更日時

令和4年8月9日（火曜日）午前9時から

3 申請方法

専用ホームページから申請してください。

<受付>

時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を含む毎日）

※当面の間、申請数が1日3千件に達した時点で、当日の受付は終了となります。



(参考) 「東京都陽性者登録センター」の概要

東京都陽性者登録センターでは、自宅での医療用抗原検査キット等での検査で陽性と判明した方から、オンラインで申請していただき、その情報をもとに医師が診断します。

診断後は、ご本人に陽性確定の連絡をし、発生届を保健所に提出します。また、自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）を通じた健康観察等のサポートを受けることができます。

【問合せ先】

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

電話：03-5320-5988

[ページの先頭へ戻る](#)

[福祉保健モニター](#)

[情報公開ポータル](#)

[「未来の東京」戦略](#)

[東京都議会](#)



[お問い合わせ](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報保護基本方針](#)

東京都福祉保健局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-5320-4032 FAX：03-5388-1400
Copyright © Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

事務連絡
令和4年8月2日

各区市町村危機管理主管担当課長 殿

東京都総務局総合防災部
危機管理調整担当課長

新型コロナウイルス感染症対策「自分、そして大切な人を守る特別期間」について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都では、令和4年7月15日に開催いたしました東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「今夏の感染拡大への対策に関する方針と取組」を取りまとめ、感染防止対策の徹底に取り組んでいくこととしております。

都内の感染状況は、依然として増加傾向が続いており、これから夏休みやお盆の時期を迎え、人の動きが活発化することにより、更なる感染拡大も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、都は8月21日までを「自分、そして大切な人を守る特別期間」とし、都民・事業者の皆様により一層の感染防止対策の徹底や自宅療養への備えとしての「日常備蓄」の実践を呼びかけていくことといたしました(詳細は別紙のとおり)。

なお、本件については、場面ごとの留意点等をお示しすることで、より一層の感染防止対策の徹底を呼びかけるものであり、新たに要請等を行うものではございません。

各区市町村におかれましては、現在、広報車、メール配信サービス、防災無線等を活用し、基本的感染防止対策の更なる徹底を呼びかけていただいているところですが(令和4年7月15日付4総防管第1116号)、今回の「特別期間」の趣旨も踏まえて、引き続き、都民の皆様への呼びかけに御協力をいただきますようお願いいたします。

【担当】

東京都総合防災部防災管理課

国民保護担当 濱田、村木

危機管理調整担当 藤井、出口

電話(直通) 03-5320-7891(国民保護)

03-5388-2604(危機管理)

(別紙)「自分、そして大切な人を守る特別期間」について

1 目的

夏休みやお盆の時期を迎え、人の動きが活発化することを踏まえ、改めて場面ごとの基本的な感染防止対策の一層の徹底や、自宅療養への備えとして「日常備蓄」の実践を呼びかける。

2 期間

令和4年8月21日(日)まで

3 呼びかけ内容

(1) 自分や大切な人を守るためにできること

・感染リスクが高まる場面

・人が集まる場所では (イベントやお祭りなど)	✓ 主催者等による感染防止対策にご協力ください。
・マスクを外す場所では (プールや海水浴など)	✓ 人との距離を確保し、飲食時の会話は控えてください。
・飲食する場所では (会食やバーベキューなど)	✓ 大声は控え、飲食時以外はマスクを着用してください。 ✓ 長時間の会食はできるだけ控えてください。

・高齢者や基礎疾患を持つ方等と会う場合

・面会にあたっては	✓ 事前に検査を受け、感染防止対策を徹底してください。 ✓ 会話をする際には正しくマスクを着用してください。 ✓ 出来るだけオンライン面会を活用してください。
・実家への帰省時には	✓ 行く前と、帰ってからでも検査を受けてください。 ✓ 帰省先でも感染防止対策を忘れずに実施してください。

・ご家庭

・家の中では	✓ エアコン使用中でも、こまめな換気を実施してください。
・外出時には	✓ 外出前の検温と、帰宅時の手洗い・手指消毒をお願いいたします。 ✓ お子さんがある場合には、塾や習い事、部活動の行き帰りにおける感染対策を特に徹底してください。

・通勤や勤務先

・出勤前には	✓ 体調に少しでも異変があれば、出勤を控えてください。 ✓ テレワークや時差出勤を活用してください。
・通勤電車では	✓ 正しくマスクを着用し、会話は控えてください。

<p>・オフィスでは</p>	<p>✓ 人との接触を減らすために、テレビ会議を活用してください。</p> <p>✓ 更衣室、食堂などでは特に注意してください。</p>
----------------	--

(2) 自宅療養への備え

普段使用している食料品や日用品・市販薬を少し多めに備える「日常備蓄」を実践しましょう。
(1～2週間分を目安に備えておきましょう。)

【備えておきたい食料品の事例】

- ✓ 水分補給ができるもの
(スポーツ飲料、経口補水液、ゼリー飲料、ペットボトルや缶入りの飲料など)
- ✓ 体調がすぐれない時でも食べやすいもの
(レトルトのおかゆ、パックごはん、そうめんなど)
- ✓ 調理が不要で簡単に食べられるもの
(レトルト食品、缶詰、即席スープ、インスタント味噌汁、冷凍食品など)

【備えておきたい日用品の事例】

- ✓ 市販の総合感冒薬等の解熱鎮痛薬など
- ✓ トイレットペーパー
- ✓ 体温計 (電池残量も確認しましょう)
- ✓ 生理用品
- ✓ アルコール消毒液
- ✓ 洗剤
- ✓ マスク
- ✓ 手洗い石鹸
- ✓ ごみ袋
- ✓ 衛生用品等の必要なもの
- ✓ ティッシュペーパー

事務連絡
令和4年8月2日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけ等について（訂正）

現下の感染拡大への対応については、先般7月15日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」を決定いたしました。

本決定においては、新たな行動制限を行うのではなく、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組んでいくこととしています。具体的な対応として、高齢者と接する場合（特にお盆・夏休みの帰省での接触）の事前検査をさらに推奨することとしています。

本決定を受け、お盆期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、お盆中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと
特に3回目未接種の方は、3回目接種を受けていただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（本年8月末まで）により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ お盆期間中（8月5日から8月18日まで）、主要な駅や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

都道府県におかれては、上記の内容を十分ご了知の上、関係部局間で十分連携して、帰省前等の検査受検の呼びかけにご協力いただくようお願いいたします。

また、これらに伴い見込まれる無料検査の需要にも対応した実施体制の確保に努めていただくとともに、無料検査拠点の整備状況等について積極的に周知いただくようお願いいたします。

なお、貴管内市町村へも上記の内容について周知いただくようお願いいたします。

小金井市長 西岡真一郎様

2022年8月3日



日本共産党小金井市議団

森戸よう子

たゆ久貴

水上ひろし

新型コロナウイルス感染症の急拡大と物価高騰から命と暮らしを守るための緊急申し入れ

オミクロン株の亜系統であるBA.5による感染が急拡大し、国内の新規感染者数は過去最高を更新しています。BA.5はこれまでのオミクロン株に比べて感染力が高く、重症化しやすい可能性があるという指摘もあり、重傷者や死亡者を出さないための対応が必要です。

加えて、物価高騰は依然続いており、ガソリン、食料品、電気料金など市民生活や営業を直撃しています。

新型コロナウイルス感染症の急拡大と物価高騰から市民の命と暮らしを守るために、小金井市に以下の項目を求めます。

記

<物価高騰対策>

- 1 ガソリン代の高騰に対応するため、公共交通事業者だけでなく、送迎業務を行っている介護事業所や医療機関、幼稚園、価格転嫁をせざるをえない事業所などにも補助を行うこと
- 2 電気料金の高騰などに対応するため、飲食店、理美容業、クリーニング業など市内事業者への補助を行い、市委託事業者へは委託費を増額すること
- 3 生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯や家計急変世帯への臨時特別給付金の対象を拡大すること。周知を徹底すること
- 4 学校給食費の無償化を進め、まずは負担軽減として、中学生の学校給食費の3分の1を補助すること
- 5 夏休み期間中、低所得者の児童・生徒への食事支援を行うこと
- 6 保育園や障がい者、高齢者施設への給食食材費への補助を行うこと
- 7 市内全ての事業者の営業の実態調査を行い支援につなげること
- 8 市としてフードバンクを行い、困っている人に対応すること
- 9 生活保護者や生活困窮者、低所得者へのエアコン設置補助、電気代の高騰分の補助を行うなど、熱中症にかからないように支援すること

<新型コロナ感染症対策>

- 1 0 ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症の職員体制を強化すること
- 1 1 PCR検査が実施できる薬局等の周知を市のホームページで検査場所を公表し、周知すること。医療機関、高齢者施設、障がい者施設、子どもの施設・事業所、学校などで働く職員の定期検査の実施を徹底して行うこと。東京都が実施している濃厚接触者へのPCR検査キットの無料配布について市が市報、ホームページでPRすること
- 1 2 市内にある宿泊施設を借り上げて、感染者の宿泊施設にできるように関係機関と協議すること
- 1 3 PCR検査を実施している医療機関への補助金を拡充すること
- 1 4 ひとり暮らし、家族全体が感染した世帯への日常生活品の買い物支援を実施すること。市内の八百屋、JAなどと連携して、希望する人に無料配布すること
- 1 5 生活保護世帯、修学援助世帯の収入基準に該当する世帯に対し、マスクや消毒液、有料ごみ袋を支給すること
- 1 6 在宅医療提供体制を強化すること
- 1 7 ワクチン4回目接種を希望する市民が受けられるよう国に要望すること

以上